入札時に提出する陳述書について

（お知らせ）

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法６５条の２、民事執行規則３８条７項、３１条の２）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、ＢＩＴ（https://www.bit.courts.go.jp/）のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（０７９－２８１－３５０５）までお問い合わせください。

令和　８年（ヌ）第１０００１号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１７日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　平　山　永　義

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月１３日　午後　１時００分 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１７日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 580, 000 1, 264, 000	一括	316, 000	21, 962	0
1	840, 000				
2	740, 000				
備考	売却基準価額は、民事執行規則３０条の３により定められている。				

令和　８年（ヌ）第１０００１号

物　件　目　録

１　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺

　　地　　番　　８９３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　７３．２１平方メートル

２　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺８９３番地２

　　家屋　番号　　８９３番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．４６平方メートル
　　２階　　３７．９５平方メートル

令和　8年（ヌ）第１０００１号

物　件　明　細　書

令和　8年　4月２４日
神戸地方裁判所姫路支部競売係
裁判所書記官　平　山　永　義

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第１０００１号

物　件　目　録

１　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺

　　地　　番　　８９３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　７３．２１平方メートル

２　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺８９３番地２

　　家屋　番号　　８９３番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．４６平方メートル
　　２階　　３７．９５平方メートル

令和８年(ヌ)第１００００１号
令和８年　２月２４日受理
令和８年　3月24日提出

現況調査報告書

神戸地方裁判所姫路支部
執行官　吉　田　誠　之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ヌ）第１０００１号

物　件　目　録

１　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺

　　地　　番　　８９３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　７３．２１平方メートル

２　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺８９３番地２

　　家屋　番号　　８９３番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．４６平方メートル
　　２階　　３７．９５平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（揖保郡太子町舗８９３番地２）
土地	物件　1
現況地目	■宅地（物件１　　）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件　2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：階　約㎡ 階　約㎡
物件目録にない附属建物	■ない □ある　┬種　類： 構　造： └床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　┌　　地方裁判所　　支部　平成　　年（　）第　　号 └保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 本件不動産の状況等

1　表札等の表示

本件不動産に表札等による表示はない。

2　物件１の土地（本件土地）の状況等

⑴　本件土地の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおり、本件建物の敷地として利用されている。

⑵　土地の周辺には境界標識等は見受けられず隣接地との境界は不分明であるが、境界と思われる付近にはブロック塀が設置されており、地積測量図、建物図面、土地の状況に基づき一部を概測したところによれば、土地の形状はおよそ地積測量図、建物図面のとおりであり、地積についてはおよそ公簿のとおりであるものと推測される。

3　物件２の建物（本件建物）の状況等

⑴　本件建物の状況は、以下に記載の状況のほか関係人の陳述、添付図面及び添付写真のとおりである。

⑵　占有状況は、臨場時に在宅していた債務者の陳述及び立入調査をした結果、２枚目記載のとおりであり、その他に第三者による占有を示すものは認められなかった。

⑶　建物の状態は、外壁の剥離や庇の軒天の腐食が認められたほか、１階玄関からの廊下や洋室、台所の床に相当の沈み込みがあり、債務者によれば洋室の台所寄りの床が抜け落ちており板を被せているとのことであった。２階ベランダに出入りするドアが閉めづらく、ベランダのプラスチック波板が雹害により大きく破損している。室内に雨漏りは認められなかったが、昭和５０年の建築であり、建物の状況は上記及び添付写真のとおり保守管理状態が相当悪く、老朽化した建物と認めた。

⑷　本件建物のものと思われる量水器が、本件土地外の西側アスファルト敷に設置されている。

4　建物の北側にある物置は、敷地のブロック塀を利用し、プラスチック波板で上部を囲った簡易なものであるので、工作物と認めた。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等（要旨）
■債務者	1　本件建物には私が居住しており、その他に第三者の居住、占有はありません。 2　本件土地について、近隣土地所有者と境界等で揉めるなど土地に関するトラブルはありません。 3　本件建物には、１階の玄関や洋室、台所の床が抜け落ちそうになっており、台所寄りの洋室の床の一部は抜け落ちてしまって、板を被せています。２階ベランダのプラスチック波板が雹害でかなり破損しています。 　雨漏り箇所はありませんが、ライフラインの設備では湯沸かし器が壊れかけています。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年2月25日（水） 14：45－14：55	神戸地方法務局 龍野支局	公図等閲覧、登記事項証明書交付申請
8年2月27日（金） 14：36－14：46	物件所在地	物件確認・物件調査、写真撮影、占有者不在連絡文書投函
8年3月2日（月） 14：55－15：00	電話照会	債務者と立入期日調整
8年3月16日（月） 9：58－10：31	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、債務者に面談、評価人と同行
8年月日（） ：－：		
8年月日（） ：－：		
8年月日（） ：－：		

（特記事項）

□　令和　8年　　月　　日
　本日まで居住者からの連絡はなく、目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　8年　　月　　日
　目的物件は施錠されていたので、立会人　・　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　8年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



請求部分	所在	揖保郡太子町鵤字長福寺		地番	893番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項	

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

請求番号：20-6
(1/2)

(6枚目)

公用

公用

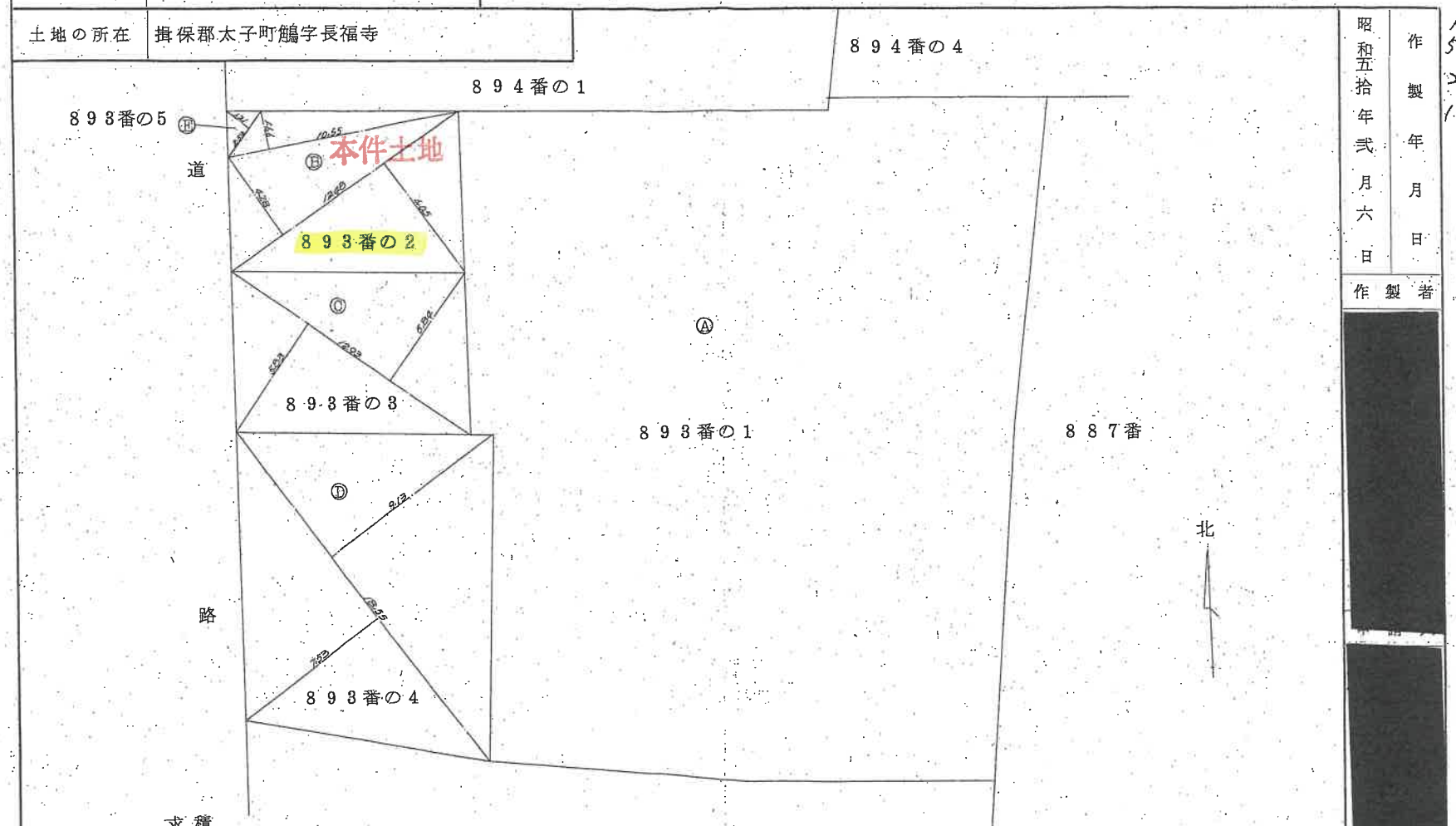
登記年月日：昭和50年2月14日

894-5

前893　後・新893-2,-3,-4

土地所在図
地積測量図

地番	893-1 893番の2 同番の3 同番の4 同番の5
土地の所在	揖保郡太子町鵤字長福寺



昭和五拾年弐月六日　作製年月日

作製者

[redacted]

S50.2.14

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

求積

893-2　Ⓑ{(10,55×1,66)＋(12,48×4,28)＋(12,48×6,05)}÷2＝73,2157㎡

893-3　Ⓒ{(12,93×5,83)＋(12,93×5,84)}÷2＝75,446 55㎡

893-4　Ⓓ{(18,55×9,13)＋(18,55×7,53)}÷2＝154,5215㎡

893-5　㊄　2,53×1,21÷2＝1,530 65㎡

縮尺	1/200m	1/

（全国土地家屋調査士会連合会用紙）

501435

（7枚目）

請求番号：20-7

公用

登記年月日：昭和54年6月16日

各階平面図

家屋番号	893番2
建物の所在	揖保郡太子町鵤字長福寺893番地2

建物図面 各階平面図

本件土地

道路

893番の2　1,76m

道

本件建物

0,52m

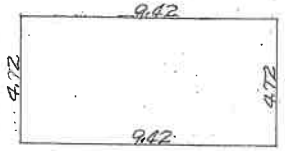
894番の6

路

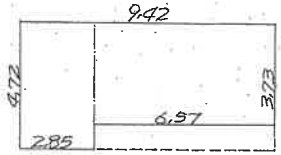
893番の3

北

1階



2階



床面積

1階　9,42×4,72=44,46㎡

2階　(2,85×4,72)＋(6,57×3,73)　=37,95㎡

作製者	土地家屋調査士 [redacted]	縮尺	1/200

昭54年6月10日作製

（兵庫県土地家屋調査士会用紙）

申請人	[redacted]	縮尺	1/200

550920

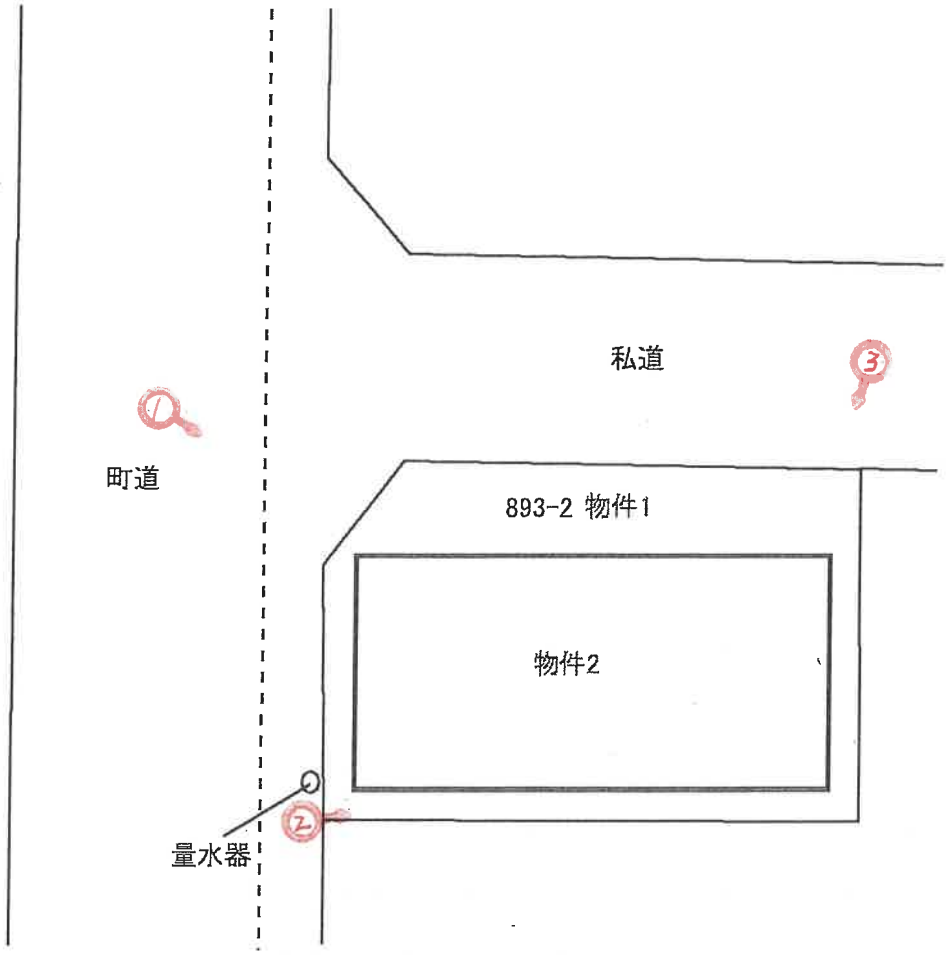
本図面はA3版をA4版に縮小したものである

5 54 6 16

(8枚目)

請求番号：20-8

物件配置略図

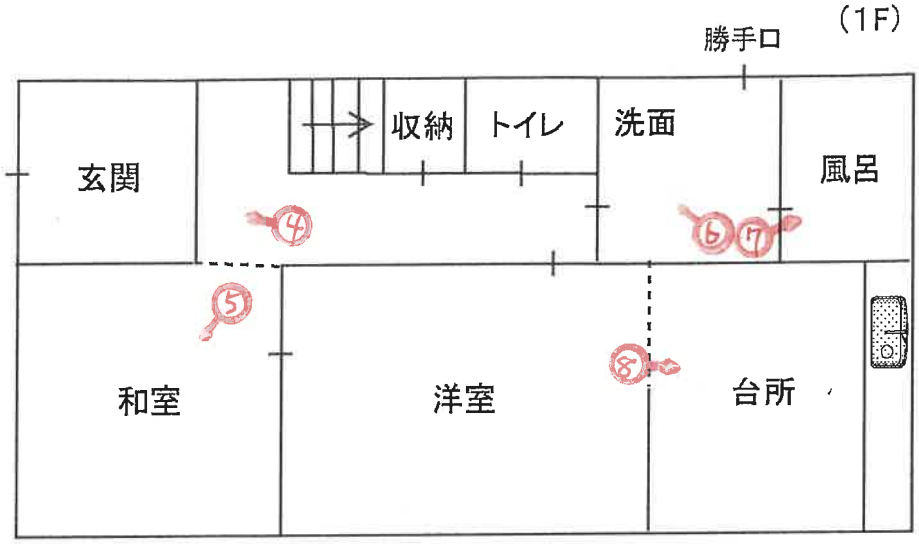


令和８年(ヌ)第10001号

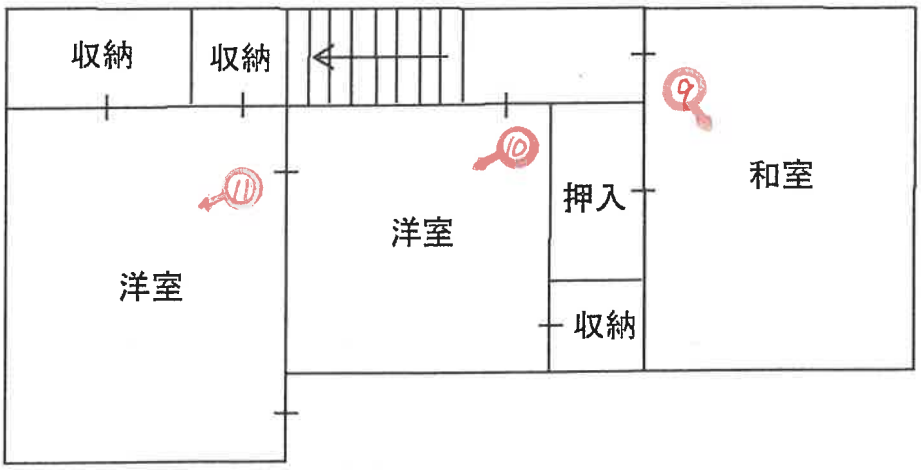
(←○は写真撮影位置および方向)

建物間取図

(1F)



(2F)



令和８年(ヌ)第10001号

(←○は写真撮影位置および方向)

物置（工作物）

写真 ①



本件建物

本件土地

軒天の腐食

写真 ②





外壁の剥離

物置（工作物）

写真 ③

写真 ④



写真 ⑤



写真 ⑥



写真 ⑦





写真 ⑧



写真 ⑨



写真 ⑩



写真 ⑪

令和 8 年 （ヌ） 第 10001 号
令和 8 年 3 月 16 日 現地調査
令和 8 年 3 月 23 日 評　　価

神戸地方裁判所
姫路支部　御中

評　　価　　書

評価人　　不動産鑑定士

一色 かつみ

第１　評価額

一　括　価　格	
金2,240,000円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金1,190,000円
物件２（建物）	金1,050,000円

１　一括価格は、物件１・２の各不動産について、一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	
	特記事項		
	特にない		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　（物件１）

位置・交通	ＪＲ線　網干駅の北方　約3.4ｋｍ（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	戸建住宅がほぼ建ち並ぶ既成住宅地域で、周辺は狭隘な在来道路も残る。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第１種中高層住居専用地域 60％ 150％ 防火指定なし ―
画地条件	規模　73.21 ㎡の　ほぼ整形地	
接面道路の状況	西側　約5m町道　（建築基準法42条1項1号） 北側　約4m私道　（建築基準法42条1項5号）	
土地の利用状況等	物件１は物件２建物の敷地	
供給処理施設	上水道　あり ガス配管　なし 下水道　あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特記事項	・西側道路付近は、道路幅員が広がっているが、そのうち町道認定がなされているのは幅員5m程度の範囲で、その他の部分は空地扱いとなっている。なお、物件１に係る量水器は、その空地部分に設置されている。 ・兵庫県遺跡地図によると埋蔵文化財包蔵地「馬場遺跡」に該当するが、太子町教育委員会社会教育課文化財係に問い合わせたところ、本件土地は該当が無いとの回答を得た。ただし、工事の際に遺物等を発見した場合は連絡を要するとのことである。	

2　　建物の概況及び利用状況等　　（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　　昭和50年6月11日 新築 経過年数　　51 年程度 経済的残存耐用年数　　－ 年程度 ※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。
仕　　様	構　造　：　木造 屋　根　：　瓦葺 外　壁　：　サイディング等 内　壁　：　合板・センイ等 天　井　：　合板・ボード等 床　　：　タタミ・フローリング等 設　備　：　特にない その他：　－
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：　居宅 間取り：附属資料建物間取図のとおり
品　　等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・保守管理の状況は悪く、外壁のクラック、サイディングの劣化、軒天の劣化が確認できる。また室内は、タバコ臭が強く、１階床の抜けが複数個所で確認できる。所謂ごみ屋敷の状態になっており、居住中であるものの、住宅設備等については、正常に機能するか否か不明。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番　号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格（円） ア×イ×ウ×エ
1	54,100	1.02	73.21	0.70	2,830,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　（兵庫太子－２）

公示価格等(円/㎡) 時点修正　標準化補正　地域格差　標準画地価格(円/㎡)

70,900 × 100/ 100 × 100/ 100 × 100/ 131 ≒ 54,100

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要（1.00）

◇地域格差：　街路条件　接近条件　環境条件　行政条件　格差率

100/ 101 × 100/ 100 × 100/ 130 × 100/ 100 ≒ 100/ 131

イ 個別格差：角地等（1.02）

ウ 地　積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2)　建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番　号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格（円） ア×イ×ウ
2	150,000	82.41	0.03	370,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(3%)程度と判定される。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1)　土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	2,830,000	0.40	法定地上権	1,130,000

(2)　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,830,000	−1,130,000		1.00	0.70	1,190,000
2	370,000	+1,130,000	1.00	1.00	0.70	1,050,000
一括価格（合計）						2,240,000

ウ 占有減価修正：　必要なし

エ 市場性修正：　必要なし

オ 競売市場修正：　評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示価格等　（兵庫太子－２）

所　　在　：　揖保郡太子町鵤字水走り３８０番１５
価　　格　：　70,900円/㎡
位　　置　：　ＪＲ線「網干」駅より道路距離3ｋｍ
価格時点　：　令和８年１月１日
地　　積　：　158㎡
供給処理施設　：　水道、下水
接面街路　：　北側幅員6m町道に接面
用途指定等　：　第１種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）
地域の概要　：　中規模一般住宅が建ち並ぶ利便性のよい住宅地域

２　固定資産税評価額（令和7年度）

物件１：　2,555,980円
物件２：　1,142,853円

第７　附属資料

１　対象不動産及び地価公示地等の位置図
２　公図写
３　地積測量図写
４　建物図面・各階平面図写
５　物件配置略図
６　建物間取図
７　現況写真

以　上

令和　８年（ヌ）第１００００１号

物　件　目　録

１　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺

　　地　　番　　８９３番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　７３．２１平方メートル

２　所　　在　　揖保郡太子町鵤字長福寺８９３番地２

　　家屋　番号　　８９３番２

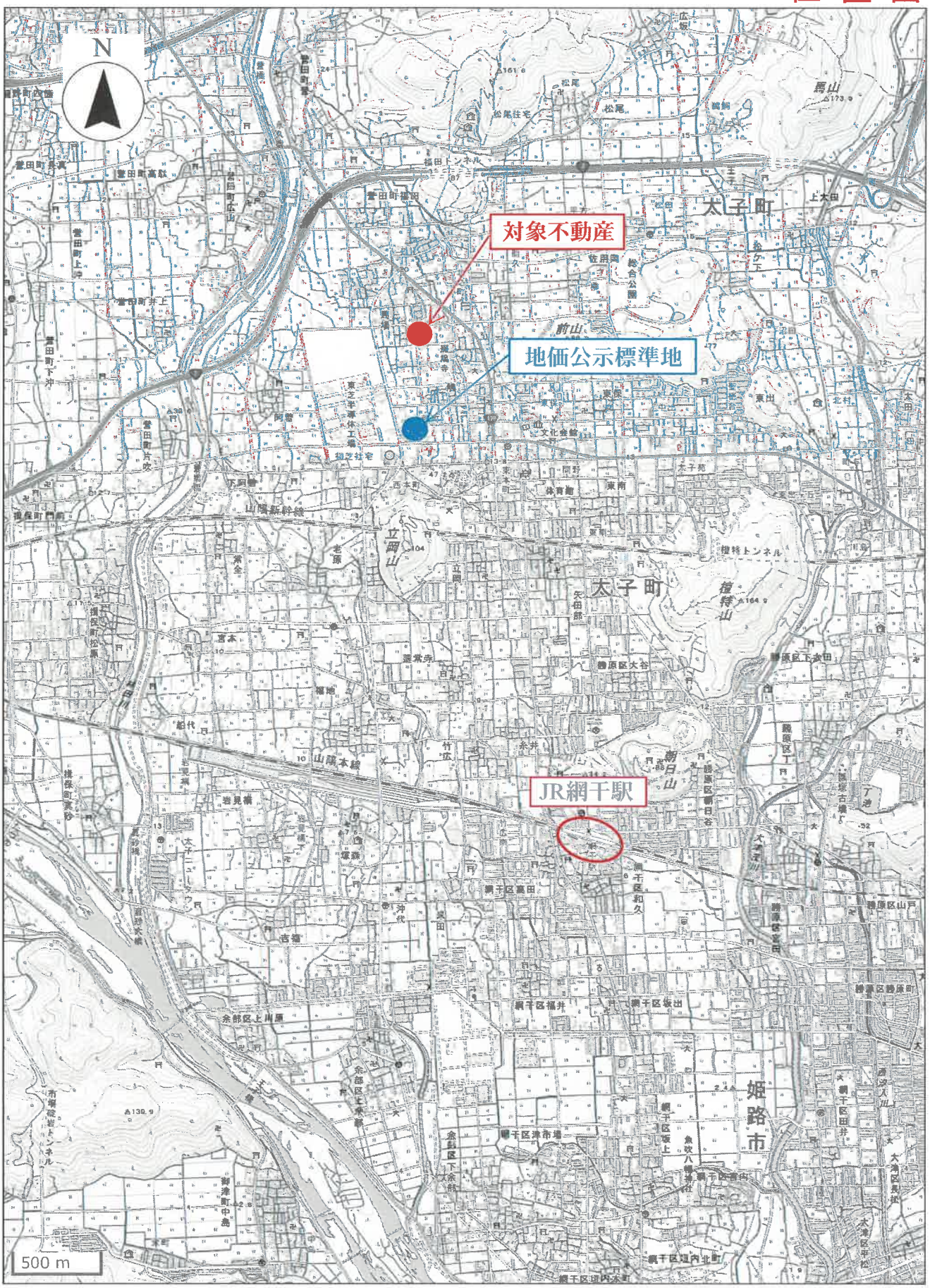
　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　　４４．４６平方メートル
　　２階　　３７．９５平方メートル

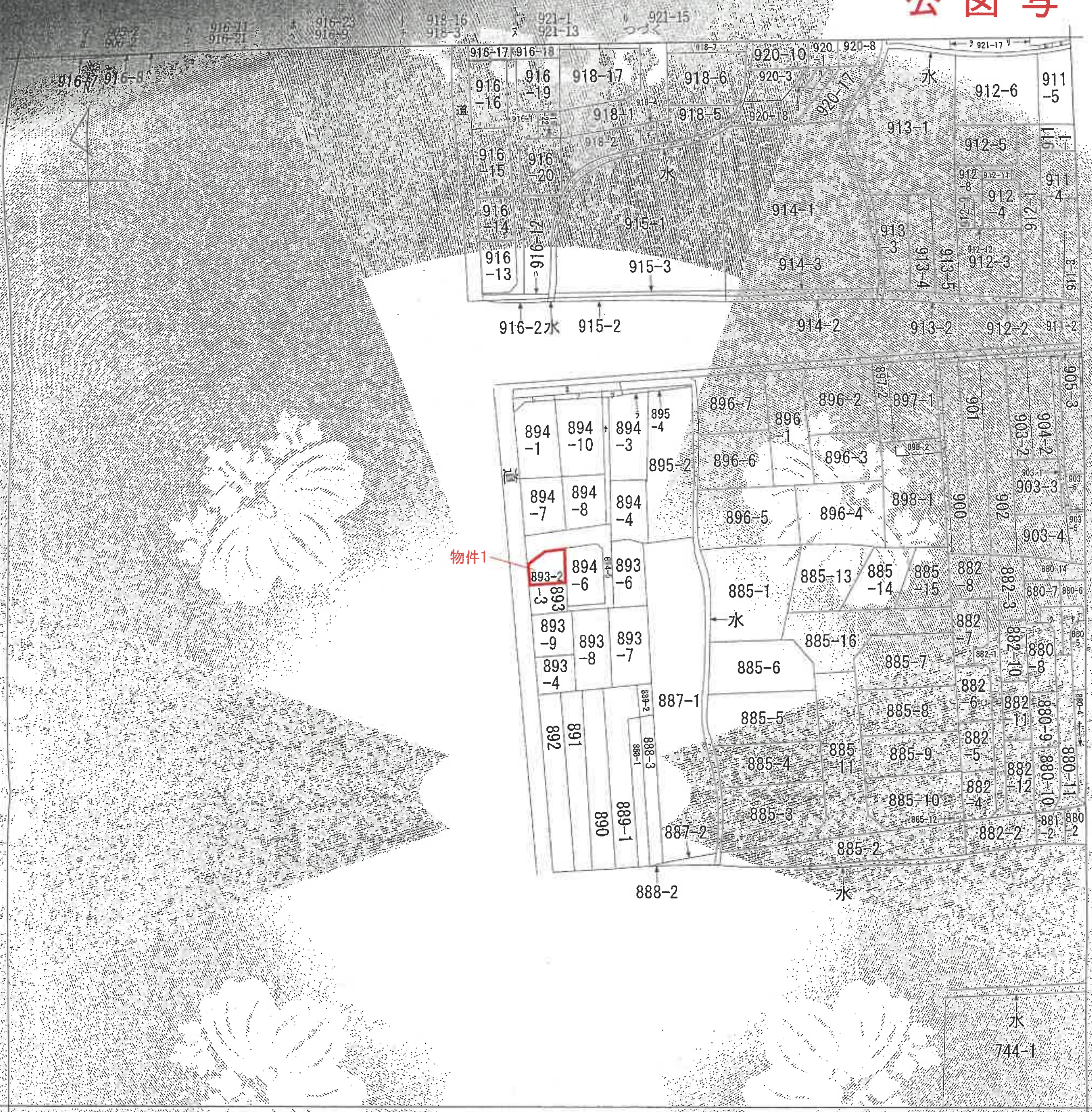
地理院地図
GSI Maps

位 置 図



＊国土地理院地図データを基に加筆・作成した。

公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出	鵤	鵤
		鵤

請求部分	所在	揖保郡太子町鵤字長福寺				地番	893番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和8年1月15日
神戸地方法務局龍野支局
登記官 [redacted]

請求番号：11-1
(1/2)

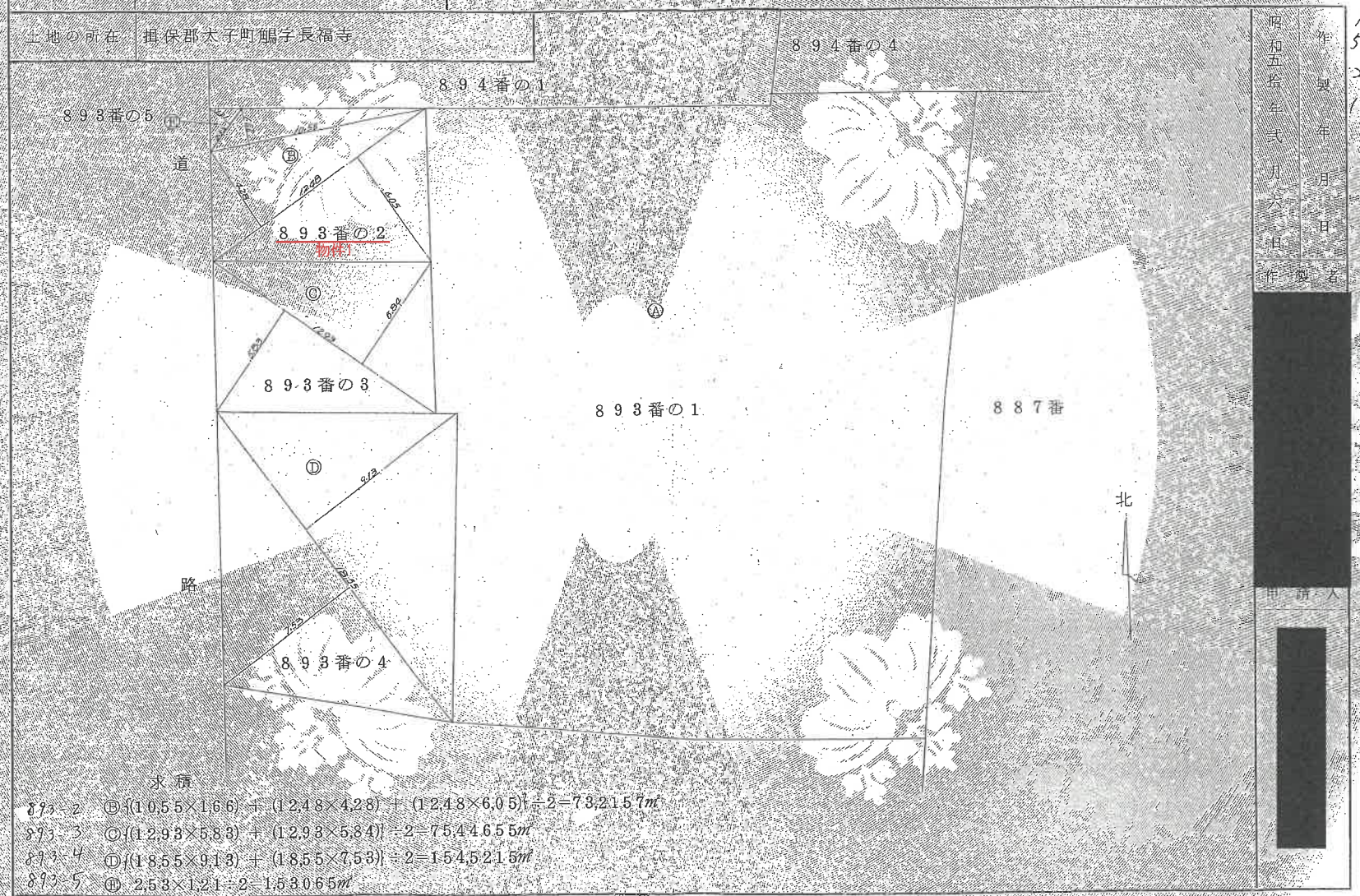
登記年月日：昭和50年2月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月15日
神戸地方法務局龍野支局
登記官

土地所在図
地積測量図

894-5
前 893　後 新893-2、3-4

地番	893 / 893番の2　同番の3　同番の4　同番の5
土地の所在	揖保郡太子町鵤字長福寺



求積
893-2　Ⓑ{(10.55×16.6)＋(12.48×4.28)＋(12.48×6.05)}÷2＝73.2157㎡
893-3　Ⓒ{(12.93×5.83)＋(12.93×5.84)}÷2＝75.4655㎡
893-4　Ⓓ{(18.55×9.13)＋(18.55×7.53)}÷2＝154.5215㎡
893-5　Ⓗ　2.53×1.21÷2＝1.5306㎡

縮尺	1/200m	1/

（全国土地家屋調査士会連合会用紙）

501435

作製年月日	昭和五拾年弐月六日作
作製者	[redacted]
申請人	[redacted]

S50.2.14

請求番号：11-2

A3版をA4版に縮小

登記年月日：昭和54年6月16日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年1月15日
神戸地方法務局龍野支局
登記官

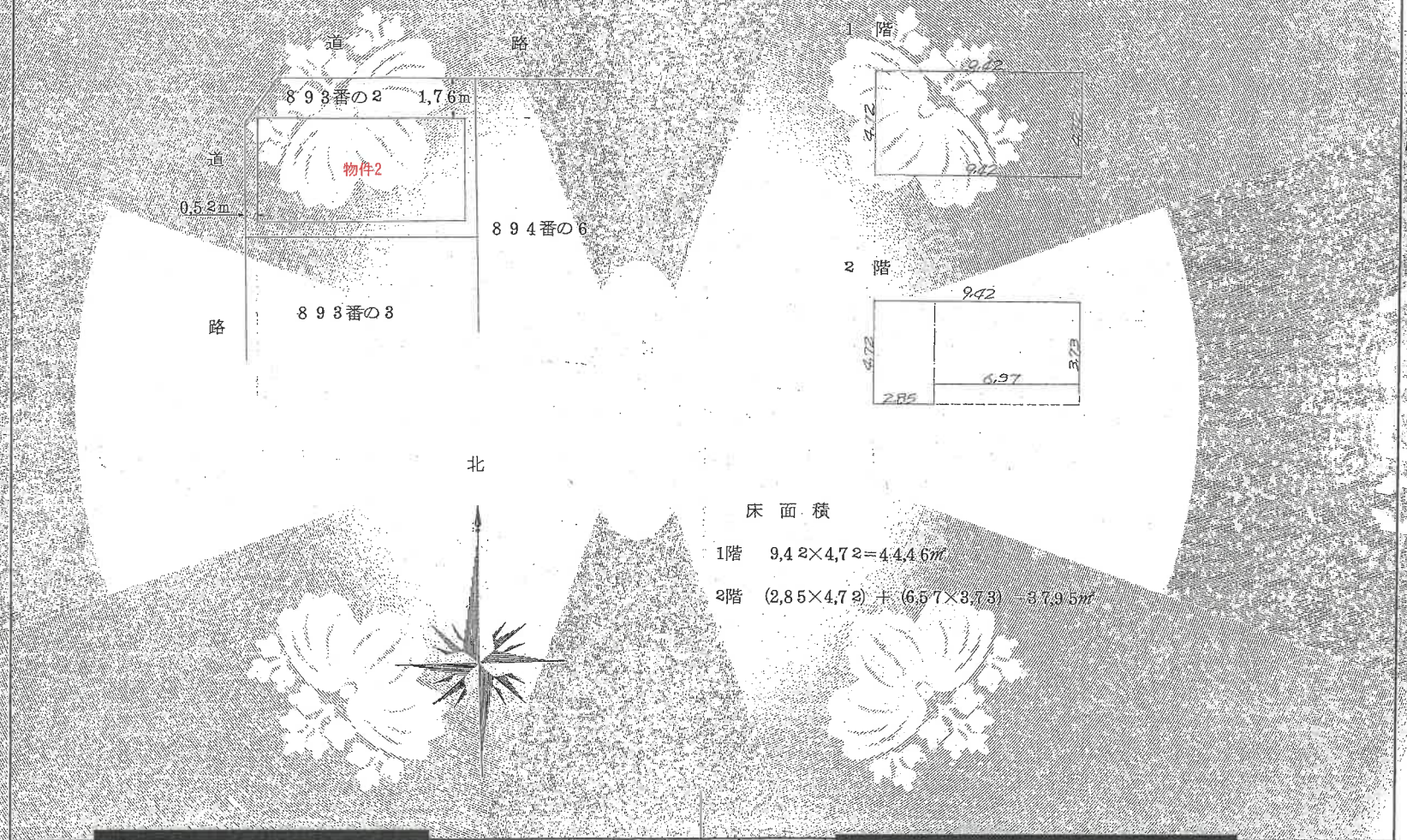
各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号　893番2

建物の所在　揖保郡太子町鵤字長福寺893番地2

5
54
6
16



床面積

1階　9,42×4,72＝44,46㎡

2階　(2,85×4,72)＋(6,57×3,73)＝37,95㎡

作製者	[redacted]	縮尺 1/200	申請人	[redacted]	縮尺 1/200

(4年6月10日作製)
(不動産登記規則第19条第1項第3号に規定する土地家屋調査士会用紙)

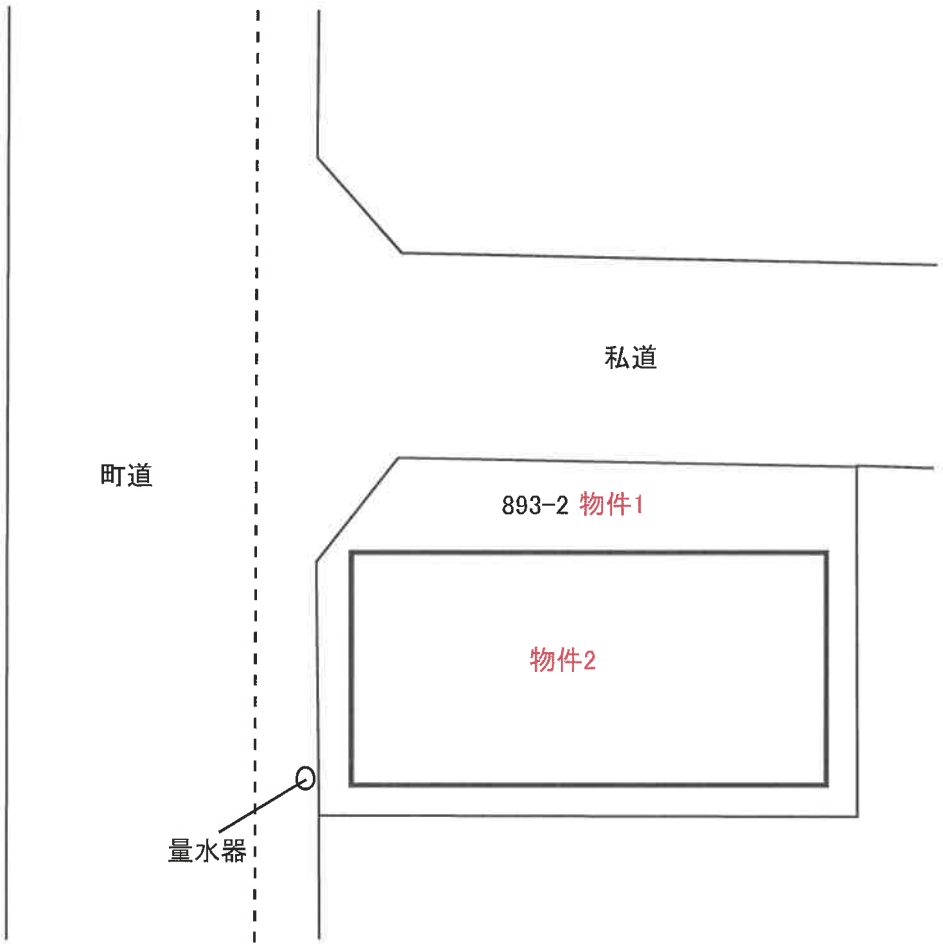
550920

[redacted]

請求番号：11-3

A3版をA4版に縮小

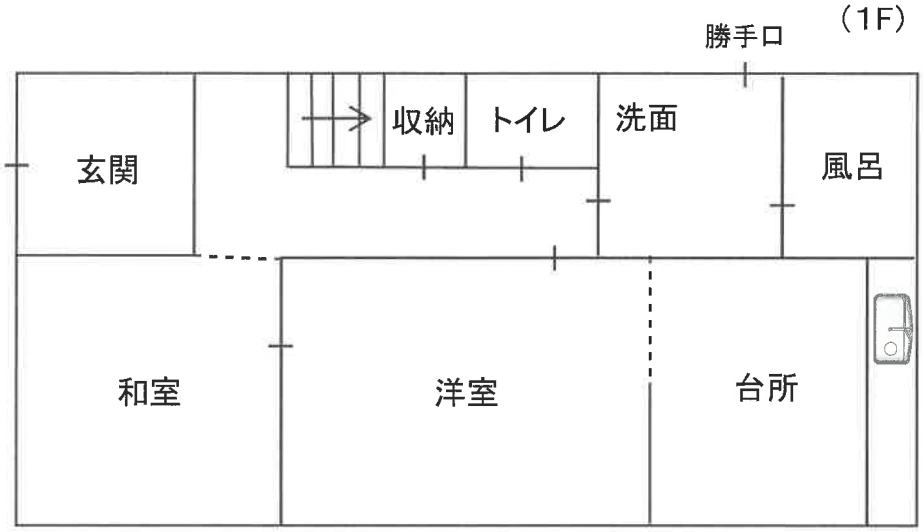
物件配置略図



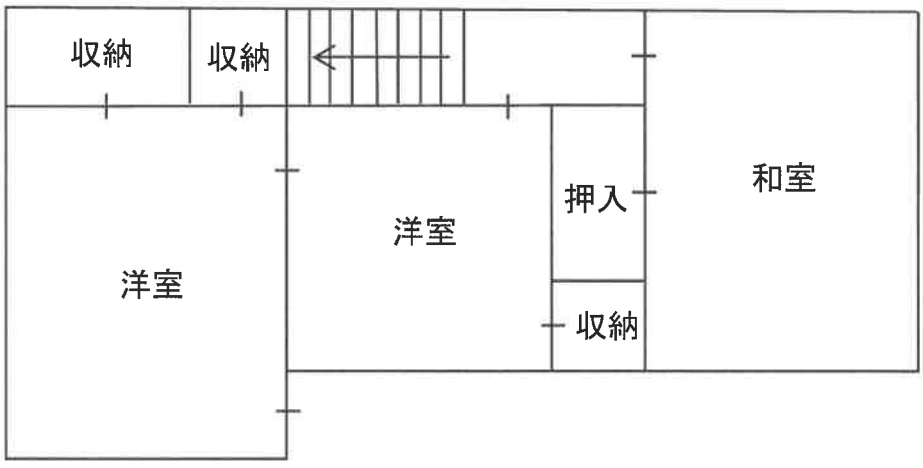
令和８年(ヌ)第10001号

建物間取図

（1F）



（2F）



令和８年（ヌ）第10001号

現況写真

物件2



物件2

